



# こうばるから こんにちは

創刊号



石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 通信

2015年1月30日

## 1. 石木ダム現地では、長崎県と佐世保市の悪あがきをはねのけ、「石木ダム不要！！ 強制収用反対！！」の聲が盛り上がっています。

石木ダム事業の起業者である長崎県と佐世保市は石木ダム建設工事の既成事実化を計るために矢継ぎ早に、付け替え道路工事着工、第2次収用裁決申請に向けた用意の開始、その一環である現地測量などを試みています。このようなガムシヤラな仕打ちに対して、「無駄な石木ダムのために私たちの生活の場を明け渡すことは断固拒否する！！」と石木ダム建設絶対反対同盟 13 世帯約 60 人の皆さんは、ますます意気軒昂です。第1次収用裁決申請に関わる第1回収用委員会が12月16日に川棚町公民館で開かれました。佐世保市内では、石木ダム事業の本当のを知ってもらい、「強制収用なんてとんでもない！！」という世論喚起を計る集会在11月16日と1月18日、2回開催されました。2回目の集会では参加者が500人を超えました。



「今こそ考えよう石木ダムと強制収用 ～未来を決めるのは私たち」と訴えて、佐世保市アーケード街をパレード 2015年1月18日

### (1) 佐世保市内での大集会・パレード

強制収用問題は、石木ダム事業の利水面での受益予定者とされている佐世保市民にとって、人ごとで済ますことはできません。全く科学性のない水需要予測、実態のない1994年渇水再来恐怖宣伝、根拠のない不安定水源解消をもとに、石木ダム事業に水源を求めることは、「ダムを造ったものの水需要は下がりっぱなし。ダム建設費と関連事業への負担金返済のために水道料金や市民税の値上げがすさまじくなる。そんなことでは本来進めるべき水道施設の老朽化対策もできず、断水の恐怖が募るだけ」という結果をもたらすだけです。この実態を多くの佐世保市民に知っていただくための集会在11月16日と1月18日に開催されました。

#### ① 11月16日(日) 13:30~15:30 佐世保市中部地区公民館1階研修室

「石木ダムのための“強制収用”を許さない佐世保集会

あまりにも理不尽な、国・長崎県・佐世保市の石木ダム強行策に歯止めを！」

この集会には100人を超える方が集まり、弁護団からの報告、石木ダム建設絶対反対同盟の地権者からの報告に聞き入りました。

#### ② 1月18日(日) 13:30~ アルカス SASEBO 中会議室

「今こそ考えよう石木ダムと強制収用 ～未来を決めるのは私たち」

なんと収容人員 500 人のこの会場に入りきれない人が参加されました。石木ダムへの関心が大いに広がっていることの証です。

第一部で、アメリカで起きている不要なダムの撤去を題材にし、「川は本来、河口から源流まで川を遮る横断物がなく、一つの流れとしてつながっている。」「つながっていることで魚たち生物が生息することができる。」「無駄なダムは撤去して、河口から源流まで一つの流れに戻そう！」を訴える、パタゴニア製作の「ダムネーション」が上映されました。

第二部では弁護団の八木大和弁護士が、佐世保市と長崎県へ投げかけた公開質問状への回答・説明会で明らかになった「石木ダム必要」のまやかしを説明・報告しました。ついで、馬奈木昭雄弁護団長は、「石木ダム事業のように緊急性のない事業に佐世保市や長崎県は巨額の予算をかけている余裕があるのか。石木ダム事業を中止して、その予算を佐世保市民・長崎県民が欲しているもっと緊急な事業に使ってほしい、という声を上げよう！」と皆さんに喚起しました。

今回の収用裁決申請の対象地権者である石丸 勇さんは、「こんな公共性のない石木ダム事業で私たちの生活の地を取り上げることができるのか。公共性が高いときにしか私有財産の制限を認めていない憲法 13 条に反している。皆さん、『石木ダムはいらない。強制収用は中止せよ』の声を大きくあげてください！」と呼びかけました。

集会後に、アーケード繁華街をパレードしました。170 人の皆さんが 40 分、ゼッケンをつけたりプラカードやノボリバタ、横断幕を持って、行進しました。

多くの皆さんに石木ダム事業が本当は全く不要な事業であることを知っていただく絶好の機会になりました。



「公共の利益にならないダムのために私たちを追い出すのは憲法 13 条に違反している。石木ダムはいらない、強制収用やめろ！」の声を！と石丸さん

## (2) 付け替え道路着工に対する説明要求行動への長崎県による仮処分申請への対応

石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんと支援者の皆さんは、「付け替え道路工事着工」に対しては「石木ダムができなければ不要な工事。石木ダムが本当に必要があるなら私たちの疑問にきちんと答えるのが先でしょう！」と説明を迫りました。説明ができない長崎県は着工をあきらめたものの、なんと妨害行為として裁判所に「妨害禁止」仮処分申請をしています。

長崎県が昨年 8 月 7 日に申立てた通行妨害禁止仮処分に関する長崎地方裁判所佐世保支部による第一回目の審尋が 9 月 18 日に行われました。2 回目の審尋は 10 月 24 日(金)、3 回目の審尋は 11 月 21 日(金)に開かれ、4 回目の審尋は 12 月 8 日(月)が最終審尋となりました。裁判所の判断ははやくとも 3 月になるとのことです。長崎県の仮処分申請は裁判所から却下されるのが当然です。裁判所の英断期待！！

審尋期日には毎回、訴えられた人だけでなく、審尋が非公開であるにもかかわらず、多くの支援者が駆けつけて、外から応援しています。

- ① 付け替え道路は石木ダム事業のためのものであること、
  - ② 石木ダム事業は不要な事業であるから、その付随工事である付け替え道路工事は不要であること、石木ダムの必要性についての説明会が始まったばかりでの着工に対して「説明が先」を訴える説明要請行動であって、妨害行為には当たらないこと、
- などを裁判所に訴えてきました。

## (3) 収用裁決申請に伴う収用委員会対応

昨年 9 月 5 日に起業者長崎県と佐世保市から長崎県土地収用委員会に提出された農地 4 件分に関する収用裁決申請を受けて、第 1 回目の収用委員会が 12 月 16 日に川棚町公民館で開催されました。この事業に反対する仲間たちは、それぞれの主張を横断幕やプラカードに書き込んで、収用委員会委員たちに事業と起業者の姿勢の不当性を訴えました。

第一部が起業者からの説明、第二部が収用委員会としての現地視察、第三部が地権者側からの意見陳述、

という運びになりました。

第一部の起業者からの説明では、長崎県が事業の必要性について縷々述べたあと、事業内容と収用裁決申請内容について簡単に陳述しました。

第二部の収用委員会現地視察は30分で終わり、いわば現地確認程度のものでした。地権者と起業者に質問をする委員もいました。この事業に反対する仲間たちは収用委員会委員たちが通る道の両側に横断幕やプラカードを持って並び、意思を表示しました。

第三部の地権者側の意見陳述では、弁護団が

- ① この事件にかかる石木ダム事業は不要な事業であること、
- ② 不要な事件で土地や家屋を無理矢理とりあげるのであれば、通常の流通価格は適用できないこと、
- ③ そういう認識にたつて、完全補償を求めていくこと、
- ④ 起業者による説明で不安定水源に関して虚偽の説明があったこと、
- ⑤ 第三者が所有する土地につき権利侵害が発生し、手続的瑕疵があること、
- ⑥ 手元にない書類の写しの交付要請などを告げました。

地権者の一人である石丸勇さんは、

「先祖から受け継いだ土地を維持してきた

苦勞もあり、何代も生活してきた今がある。思い入れも強い。実際の耕作者、所有者の声を聞いてほしい」と要請しました。

代理人の岩下和雄さんは居住者として、「私たちが生活する土地を強制収用してまでダムを造る緊急性はどこにもない」と訴えました。

同じく代理人の遠藤は、「この収用裁決申請そのものが、1972年7月29日、当時「地元3部落」の各総代と知事の間で取り交わしている覚書、『建設の必要が生じたときは、書面による同意を受けた後着手する』に反するものである。」あわせて、「2012年6月11日、国交省は石木ダム継続を決定した際に、長崎県に対して『石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する』旨を通知した。しかしながら、長崎県は土地所有者らからの『石木ダムの必要性についての討論集会』開催等の要請を実質的にことごとく拒否してきた。よって国土交通大臣通知を無視してきたことは客観的に明らかである。」と訴えました。

#### (4) 第2次収用裁決申請準備に関わる現地測量対応

11月25日、起業者・長崎県と佐世保市は、本体工事着工に必要となる土地確保を目的として、農地と家屋に対して事業認定保留を解除して収用裁決申請の準備に入ることを発表しました。起業者は本体着工に早く取りかかって、「反対しても無駄」という世論形成を計り、13世帯約60人の皆さんの孤立化を図ることを企図したものです。許せないことです。

1月13日から16日にかけて、長崎県は土地収用法に基づく収用対象物件の測量を試みました。地権者と支援者は4日間にわたって、「説明責任を果たさぬままでの収用裁決申請準備は許せない」と説明要請行動を貫徹しました。長崎県は測量に取りかかることはできませんでした。

起業者がこのように一歩進もうとすると、それに反対する声が一段と強くなり、広がりをもつようになっています。起業者は、その目論見がみごとに外れていることを自覚しかけているようです。



## 2. 「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」って？

石木ダム予定地こうばるには、13世帯約60名の皆さんが生活されています。無駄な石木ダムに自分たちの生活の場を明け渡すことを断固拒否して40年が過ぎています。起業者長崎県と佐世保市はなんとしても石木ダム事業を進めるとして、土地収用法の適用を決め、2009年に九州地方整備局に事業認定申請を提出しました。民主党政権になって、ダム事業の見直し作業が始まり、石木ダムも見直し対象事業に指定されたことから、事業認定審査手続きも凍結されていました。しかし、民主党政府が見直し作業の形骸化を許したことから「石木ダム事業は推進」を2012年6月に決定しました。それからというもの、起業者は事業認定庁である九州地方整備局に早期事業認定を働きかけ、2013年9月6日に事業認定処分が事業認定庁から下されました。

事業認定処分が降りることを想定し、2013年4月23日、石木ダム建設絶対反対同盟は共有地運動支援を水源連に要請しました。「事業認定処分には事業認定取消し訴訟で対抗」というのがこれまでの恒例なので、原告になってもらえる人として地権者をふやすことと、今後の闘いを物心両面で支えていただける方を募ることが必要でした。水源連はその要請を受けて、共有地運動を全国に呼びかけました。その際に、「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」を設置しました。本会は、共有地運動に賛同・協力いただいた皆さんの会です。

### (1) 石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会の活動

これまでに主として次のことを行ってきました。今後もこれらの活動を継続していきます。

- ① 共有地運動。共有地権者になっていただいた皆さん、支援いただいている皆さんとの情報共有化。
- ② 長崎県知事に石木ダム中止を求める全国的な署名活動
- ③ 90人の共有地権者と石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんと共に、事業認定処分不服審査請求提出。同一メンバーで、認定庁弁明書への反論書を提出。審査請求の結論が出るまでの実務担当。
- ④ 石木ダム対策弁護団結成の協力と弁護団会議への参加（最近はスカイプ参加）
- ⑤ 長崎県知事・佐世保市長への公開質問状提出と、その回答・説明会への対応協力
- ⑥ 土地収用委員会の審理に地権者の代理人を事務局から派遣。
- ⑦ 石木ダム問題を全国に発信。
- ⑧ 石木ダム建設絶対反対同盟を支えるための、全国への支援・協力要請。

### (2) 皆さまへの支援のお願い

- ◇ 石木ダム予定地居住民13世帯約60名を守り抜き、石木ダム事業中止を獲得するために、物心両面でのご支援をお願いいたします。
- ◇ 具体的には別途、お知らせいたします。

~~~~~会員の皆様へ~~~~~

この間、支援する会事務局による実務が先行し、2015年1月現在、総会を開くことができず、会員の皆さんへの情報のお知らせも石木ダム問題を記載した「水源連だより」の配布、水源連ホームページへの掲載、メール・FAX等により行ってきました。

今回、石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会の情報誌として「こうばるから こんにちは」を発行することにしました。これからはこの紙面を通じて、石木ダムの現状や支援する会の活動についてお知らせしていきますのでよろしくお願いいたします。

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会

〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28

電話&FAX 045-877-4970

ゆうちょ銀行口座

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 00270-9-136202